

給はる注、文の末に、御蚊帳御紋鶴龜同御竿金物自在之、御蚊帳は御出生之御所様御蚊屋也、御あつらへの御蚊屋御還御之時分遅參の間、私に給はる御蚊屋借りめさるゝと云々、頓而私へ被下處也と有、この文の心は、御産所の具足はみなその宿所に賜ふなり、若君還御の時、御あつら二三月の頃、いまだ蚊の出ぬ時なれど自然何虫によらず有まじきならねば、常に小兒には是を設るなり、さらば鶴龜を染たるがもとにて、略しては、この蚊小兒の具に染ざる蚊屋に、聊其形を紙に書て付たるが、晝やうのかりそめなるより、雁がねとまがひしならむ、世人九月になれば必ず雁がねを付ると心得るは非なるべし、其形を染たる蚊帳は、九月より用るにはあらず、但し紋そめざる蚊やに、其月に至りてこれを付ることは、九月は齋月にて物忌する時なれば、さはいひ習へるなめり、

〔閑窓鎖談一〕九月蚊帳

俗事に九月蚊帳へは雁金を書き付るものなりとて、紙に書て蚊帳の隅に結び置事あり、何の故なるか知れず、物理小識に曰、夏月線染て蝙蝠をこしらへ蚊帳に付るは、清朝人が長崎に來りてなせしより始り、それを誤り傳へて雁金を付る様になりしと語る人ありしが、然もありなんか、蝙蝠は蚊を好みて餌食とせり、又蝙蝠の糞を夜明又といひて、眼病内瘻そとの藥に用ゆ、夜明又は則蚊の眼玉なり、這等の事を思へば、蚊帳に雁がねを付は誤にて、蝙蝠こそ蚊の爲には禁物にて、蚊を除るの呪法にも成ぬべし、

〔柳亭筆記三〕蚊帳に匂袋を掛る事并蚊屋釣初略○中

蚊帳に鈴をつくる事 五人女真享三二の巻に、ゆたかなる蚊帳に入たまへば、四つの角の玉の鈴音なして、寝入たまふまで、番手に團扇の風まづかなり、

〔雍州府志七〕土産蚊帳○中 下賤人不能設布帳者、以白紙作之、是謂紙帳、又堅竹以布掩其上、纒覆小